

大船中学校 緊急・災害発生時の対応

緊急・災害発生時における小・中学校の基本的対応（鎌倉市教育委員会）

- (1) 次のような災害状況においては、学校は原則「休校」または「自宅待機」とする。
- (ア) **震度5弱以上**（H31.3より）の地震が発生した場合
 - (イ) **特別警報**、または、**警戒レベル4以上**が発表された場合
 - (ウ) **大規模停電**が発生した場合（学区及び隣接した地域など）
 - (エ) **広域に交通機関が停止**した場合（鎌倉、大船、藤沢を中心としたJR、江ノ電等各公共交通機関）
 - (オ) その他、学校が正常に教育活動を行えないと判断できる場合、児童生徒が安全に登下校できないと判断できる場合
- (2) 在校時に休校となる災害が発生した場合は平常授業を続け、その後、引き渡し下校を原則とする。
- 不十分な情報により児童生徒に不安が生じる恐れがある場合には、災害情報について、担任、授業担当等が説明をする。
- その後の引き渡し下校では、小学校では保護者に引き渡しできるまで学校で保護する。中学校では集団下校とする場合もあるが、海岸に近い学校や帰宅しても保護者が不在の生徒や保護者が希望した場合については学校で保護する。

【登校時】

- (1) 登校の時点で、**鎌倉市に特別警報、または警戒レベル4以上（避難指示と緊急安全確保）が発令**されている場合
- ① **登校しない。（自宅待機）**
 - ② 学校が天候状態や災害発生状況を判断し、休校や解除後の登校時刻などを決定する。対応が必要な場合は7時ころまでにメール配信。メール配信未登録者には電話連絡をする。
- (2) 登校の時点で、**鎌倉市に大雨、暴風、大雪、暴風雪のいずれかの警報、または警戒レベル3（高齢者等避難）が発令**されている場合
- ① 学校が天候状態や災害発生状況を判断し、通常登校や登校時刻変更などを決定する。対応が必要な場合は7時ころまでにメール配信。メール配信未登録者には電話連絡をする。
 - ② **学校からの連絡がなければ、通常の時刻に登校する。ただし、部活動の朝練等は中止する。週休日（土日、祝日等を含む）の部活動は学校が判断して活動の有無を決定し、メール配信する。**
 - ③ 地区の状況等から家庭の判断で危険と判断した場合は自宅待機とする。その場合、必ず8時から8時20分の間に学校へ連絡をする。欠席・遅刻の扱いとはならない。
- (3) 登校の時点で、**鎌倉市に大雨、大雪、強風、風雪、雷の注意報が発令**されている場合
- ① 平常通りの授業、活動を行う。
 - ② 地区の状況等から家庭の判断で危険と判断した場合は自宅待機とする。その場合、必ず8時から8時20分の間に学校へ連絡をする。欠席・遅刻の扱いとはならない。

【在校時】

- (1) 在校の時点で、**鎌倉市に特別警報、または警戒レベル4以上（避難指示と緊急安全確保）が発令**されている場合
- ① **学校が天候状態や災害発生状況を判断し、下校時刻や集団下校などを決定する。**対応が必要な場合はメール配信。メール配信未登録者には電話連絡をする。
 - ② **放課後の部活動等の活動は行わない。**
- (2) 在校の時点で、**鎌倉市に大雨、暴風、大雪、暴風雪のいずれかの警報、または警戒レベル3（高齢者等避難）が発令**されている場合
- ① **学校が天候状態や災害発生状況を判断し、下校時刻や集団下校など、放課後の部活動等の有無を決定する。**対応が必要な場合はメール配信。メール配信未登録者には電話連絡をする。
 - ② **学校からの連絡がなければ、通常の活動後に下校する。**
- (3) 在校の時点で、**鎌倉市に大雨、大雪、強風、風雪、雷の注意報が発令**されている場合
- ① 平常通りの授業、活動を行う。

(4) 保護者が不在で、生徒を学校に留め置きし保護を希望する場合は、学校へ連絡をする。

2, 「大地震」の対応について

(1) 大規模地震（東海地震等）発生前

- ① 第1段階：観測データに異常が現れて「東海地震に関連する調査情報」
カラーレベル「青」が発表された場合
・通常通りに授業を行う。
- ② 第2段階：大地震の前兆現象が起きて「東海地震に関連する調査情報」
カラーレベル「黄」が発表された場合

状 態	対 応
在 宅 時	※登校せずに、自宅で待機とする。
登下校中	※「東海地震に関連する調査情報」を知った時点で帰宅する。 ※登校した生徒については、氏名を確認の上、居住地(方面)毎に帰宅させる。
在 校 中	※授業を中止し、氏名確認の上、居住地(方面)毎に帰宅させる。
校外活動中	※宿泊を伴う指導（現地調査体験活動等）時の場合は、関係公官署と連絡をとり、現地の対策本部の指示に従う。その対応について保護者への周知を図る。 ※その他の校外活動時の場合は、原則としてすみやかに帰校する。帰校後は、「在校中」と同様の対応とする。 ※交通機関の運行や道路の状況によって、帰校が危険と判断される場合は、近くの小中学校に避難するなどの措置をとり、その対応について保護者への周知を図る。

※その後、「警戒宣言」が発令されなければ翌日から平常授業とする。

- ③ 第3段階：大地震の発生のおそれがあると「東海地震に関連する調査情報」
カラーレベル「赤」が発表された場合
・「第2段階」と同じとする。
※その後、「警戒宣言」が発令されなければ翌日から平常授業とする。
- ④ 第4段階：「警戒宣言」が発令された場合
「第2段階」と同じとする。
※その後、「警戒宣言」が解除されれば翌日から平常授業とする。

(2) 地震発生時の在校時における活動状況別対応

① 授業中

場 所	個 別 事 例	共 通 事 項
普通教室	※机の下に隠れ、机の脚を両手でしっかり持つように指示する。	※教員による安全確保の的確な指示 ※頭部を保護し、窓や壁際から離れるよう指示 ※火気使用中であれば教職員が消火 ※生徒の人員等状況確認、周囲の安全確認
特別教室	※実験中・調理実習中であれば危険回避のための指示をする。（火傷の恐れのあるもの、ガス、薬品等） ※音楽室のピアノの下には絶対に隠れないように指示する。	
スポーツ棟 (アリーナ、 武道場)	※ガラスや照明器具等、落下物や倒壊物に気を付け、建物中央に避難するよう指示する。（建物の構造や体育用具の位置によっては柱や壁に寄り添う）	
校 庭	※校舎等建物・遊具類から離れ、校庭中央に避難するよう指示する。	
スポーツ棟 (プール)	※速やかにプールの縁に移動し、縁をつかむように指示する。 ※揺れが収まれば素早くプールから出るように指示する。	

	※避難準備を指示する。(履物を履き、衣服やバスタオルで身体を保護するよう指示)	
--	---	--

② 始業前、休み時間、放課後等

場 所	個 別 事 例	共 通 事 項
階 段 廊 下 トイレ等	※上着やカバン等で頭部を保護し、待機するように指示する。 ※ガラス等落下物や倒壊物に気を付け、廊下等の中央で身体を低くする。または、近くの教室の机下等に避難する。 ※揺れが収まったら、教員の指示に従い、校庭に避難する。 ※周囲の安全と危険箇所がないか確かめる。	※揺れが収まるまで頭部を保護し、教職員が到着するまで待機するよう全校に指示 ※教職員は分散して生徒の安全確保、指示誘導 ※校舎外にいる生徒の安全確保、負傷者の応急手当
校 庭 スポーツ棟	※建物やガラス窓、遊具類、石垣や塀の近くから離れる。 ※揺れが収まるまで頭部を保護し、広い場所の中央で待機する。 ※プールサイドで避難準備をする。(履物を履き、衣服やバスタオルで身体を保護する。)	

(3) 大規模地震発生後

① 震度5弱以上 (H31.3より) の地震が発生した場合、家屋倒壊・火災・交通機関が途絶した場合

状 態	対 応
在 宅 時	※登校せずに、自宅待機(避難所に避難)とする。
登下校中	※徒歩・公共交通機関のそれぞれの利用者は、最寄の避難所に避難する。
登 校 者	※(2) ①②と同じ対応
在 校 中	※グラウンドに避難し待機させる。 ※通学路の安全確認ができない場合や、交通途絶・日没で帰宅できない場合は、学校に留め置く。 ※保護者が引き取り来た生徒は引き渡す。 ※震度4以下であれば、通学路の安全が十分に確認でき、居住地(方面)毎に氏名を確認上、集団下校させる場合がある。
校外活動中	※宿泊的行事等の泊を伴う活動の場合は、関係公官署と連絡をとり、現地の対策本部の指示に従う。その対応について保護者へ周知を図る。 ※その他の校外活動時の場合は、原則として速やかに帰校する。帰校後は、上の「在校中」と同様の対応とする。 ※交通機関の運行や道路の状況によって、帰校が危険と判断される場合は、近くの小中学校に避難するなどの措置をとる。その対応について保護者へ周知を図る。

※在校時に休校となる災害が発生した場合は、引き渡し下校を原則とする。集団下校に際しても、自宅が海岸に近い生徒や、保護者が震度4以下でも交通機関に影響が出た場合等、「生徒を学校に待機させたい。」と希望したときは学校で保護する。

3. 保護者への連絡方法

(1) メール配信とする(未登録者については電話連絡とする)

学校は緊急・災害発生時の対応やその対応に変更が生じた場合、速やかに保護者へ情報の周知を図る。

(2) 災害用伝言ダイヤル

大規模災害が発生場合に開設され、学校の様子を登録する。

1 7 1 - 2 - 0 4 6 7 - 4 4 - 1 2 2 0 ※携帯電話・公衆電話使用可

4, ミニ防災拠点と広域避難場所への避難について

- ① 地震災害等により、家屋の倒壊や火災等によって居住場所を失ったとき、または失うおそれのあるときは、まず自主防災組織が事前に決めた集合場所へ一時的に避難し、その後、集団で「避難場所（ミニ防災拠点）」へ避難する。
- ② 火災の延焼拡大により避難場所が危険になった場合に、煙や輻射熱から私たちの生命を守る「広域避難場所」へ避難する。したがって、地震が発生しても大火災が起きなければ、大船中に避難する必要はない。

5, 学区及び近隣のミニ防災拠点と広域避難場所

(1) ミニ防災拠点

学区内施設	所在地	近隣施設	所在地
大船中学校	大船4-1-25	富士塚小学校	上町屋810
山崎小学校	山崎2500	植木小学校	植木1
小坂小学校	小袋谷587	玉縄小学校	玉縄1-860
大船小学校	大船2-8-1	玉縄中学校	岡本1100
岩瀬中学校	岩瀬840		

(2) 広域避難場所

施設（所在地）	対象地域
鎌倉女子大学大船キャンパス(大船6-1-3)	大船二丁目20番～26番・五丁目・六丁目岩瀬一丁目
鎌倉中央公園(山崎1667)	山崎の一部(779・907・913及び市道大船西鎌倉線以東) 台1140・1143・1146・1155 台一丁目～四丁目・五丁目1番～10番 小袋谷二丁目22番
北鎌倉女子学園グラウンド(山崎2578)	台の一部(その内の1140・1143・1146・1155を除く) 小袋谷二丁目21番・23番 台五丁目11番～13番
富士塚小学校(上町屋810)	山崎の一部(市道大船西鎌倉線以西、山崎保育園北の水道路以南で県道腰越大船線以南と以東)
玉縄中学校(岡本1100) 県立フラワーセンター大船植物園(岡本1018)	山崎の一部(山崎保育園北の水道路以北、県道腰越大船線以北と以西) 小袋谷一丁目3番
栄光学園(玉縄4-1-1)	大船一丁目・二丁目1番～19番・三丁目 小袋谷一丁目1番・2番・4番～9番
鎌倉カントリークラブ(今泉5-1026)	小袋谷二丁目1番～20番・22番・23番 大船四丁目 小袋谷、大船